

(スペイン民法)

司法書士 古閑次郎 (神奈川県司法書士会)

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(平成27年3月見直し修正)

### 第3編 第3章：相続(sucesiones)

(総則)

#### 第657条

ある者の相続(財産)に対する権利はその者の死亡のときから移転する。

#### 第658条

相続は遺言で表明された(人の)意思に従う。それが無い場合は、法律の規定に従う。前者は遺言相続であり、後者は法定相続(sucesión legítima)である。また、ある部分は人の意思で、その他の部分は法律に従わせることができる。

#### 第659条

相続財産は、ある者の全ての財物、権利および債務でその者の死亡で消滅しないものを含む。

#### 第660条

包括名義(título universal)で相続する者を相続人(heredero)と呼び、特定名義で相続する者を受遺者(legatario)と呼ぶ。

#### 第661条

相続人は、死亡者を単にその死亡の事実でその全ての権利と義務を相続する。